

勝浦町路線バス運行廃止区間移動支援助成事業実施要綱

令和 2 年 12 月 1 日

勝浦町告示 97 号

(目的)

第 1 条 この告示は、勝浦町の路線バス運行廃止区間におけるタクシー利用に対し予算の範囲内において助成を行うことにより、日常生活にかかる安定した移動手段を確保することを目的とする。

(助成事業)

第 2 条 前条の目的を達成するために、本町と契約締結した道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づく一般乗用旅客自動車業の免許を受けた法人及び道路運送法第 4 条の許可を受けた事業者（以下「協力タクシー機関」という。）が運行する自動車を、町内の移動に利用する場合において、その運賃の一部を助成する事業を実施する。

(助成対象)

第 3 条 この告示に定める助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、勝浦町に住民登録をし、勝浦町坂本地区、与川内地区に居住する者及び町長が特に認めた者とする。ただし、自ら四輪自動車の運転ができる者は対象外とする。

2 助成対象となる移動は、坂本地区及び与川内地区で乗車又は降車する町内の移動とする。

3 助成対象期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとし、4 月から 7 月を第 1 期、8 月から 11 月を第 2 期、12 月から 3 月を第 3 期とする。

(助成事業の申請)

第 4 条 助成対象者が事業の助成を受けようとするときは、路線バス廃止区間移動支援助成事業申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、別表に定める停留所のうちタクシー乗降場所から近い停留所又は横瀬西停留所を選択し申請を行うものとする。（以下「申請停留所」という。）

3 助成事業の申請ができる期間は、第 1 期分を令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日、第 2 期分を令和 3 年 7 月 20 日から令和 3 年 11 月 30 日、第 3 期分を令和 3 年 11 月 20 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(助成事業の決定等)

第 5 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、認定の可否を決定し、路線バス廃止区間移動支援助成事業決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するとともに助成を決定した者（以下「助成決定者」という。）に対して、別表に定める申請停留所の区間で算定した助成額を上限額とする路線バス廃止区間移動支援タクシー運賃助成券（様式第 3 号及び様式第 4 号。以下「タクシーチケット」という。）を発行する。

(助成の資格発生)

第 6 条 助成資格は、前条の決定を受けた日から発生するものとする。

(助成の資格喪失)

第 7 条 助成資格は、次の各号のいずれかに該当した日をもって喪失するものとする。

(1) 死亡したとき。

- (2) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (3) その他町長が助成の必要がないと認めたとき。

2 助成資格を喪失したときは、助成決定者又は、その家族は速やかに路線バス廃止区間移動支援助成事業資格喪失届（様式第5号）に未使用のタクシーチケットを添付して町長に届け出なければならない。

（助成事業の利用方法）

第8条 第5条においてタクシーチケットの交付を受けた助成決定者（以下「タクシー利用者」という。）が助成対象となる移動において協力タクシー機関を利用したときは、利用運賃未満の額のタクシーチケット（利用1回につき1枚の使用に限る。）を乗務員に提出し、その差額を支払うものとする。ただし、複数の助成対象者が同時に乗り合わせた場合は、いずれか1名のタクシーチケット1枚を使用するものとする。

（助成金の支払方法）

第9条 前条における利用があった場合には、協力タクシー機関は、毎月末においてタクシー利用者が利用したタクシーチケットを取りまとめ、路線バス廃止区間移動支援タクシー運賃助成金請求書（様式第6号）に添付し、翌月の10日までに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項による請求があったときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（変更届）

第10条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、路線バス廃止区間移動支援助成事業変更届（様式第7号）に未使用のタクシーチケットを添付して、町長に届け出なければならない。

- (1) 本町内で住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) その他町長が変更届をする必要があると認めたとき。

（助成の中止）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに助成を中止し、未使用のタクシーチケットの返還を求めることができる。

- (1) タクシーチケットを他人に使用させたと認められるとき。
- (2) その他不正な手段により、助成事業を受けたと認められるとき。
- (3) その他町長が助成事業の必要がないと認めたとき。

（調査）

第12条 町長は、第5条の審査と前条の事実確認を行うために必要があると認めるときは、助成対象者又は助成決定者に対して職員を派遣して質問若しくは調査をさせることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第13条 助成決定者は、タクシーチケットを他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第14条 町長は、助成決定者が偽りその他不正な手段により助成を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた助成金の全部又は一部の返還を命ずることができるとともに、以降については助成決定者として取り扱わないものとする。

（関係帳簿）

第 15 条 町長は、助成状況を明らかにするため、路線バス運行廃止区間移動支援助成事業助成交付台帳（様式第 8 号）を備え整備しておかなければならない。

（その他）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日告示第 41 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この告示の施行の日前に助成決定されたものについては、なお従前の例による。

路線バス廃止区間移動支援助成事業申請書

年 月 日

勝浦町長 殿

（申請者）

住 所

氏 名

（助成対象者との続柄： ）

勝浦町路線バス廃止区間移動支援助成事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

助成対象者	住 所	勝浦町大字 字		
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生	電話番号	
	申請停留所		助成上限額	円
申請期間（4か月）	年 月 日から 年 月 日まで			
助成券申請枚数	枚			
助成事業	<input type="radio"/> タクシー運賃助成事業			

町記入欄

自ら四輪自動車の運転ができない者 申請停留所 申請期間（4か月） 助成券申請枚数	
---	--

様式第2号（第5条関係）

〒771-43

勝総第 号
年 月 日

（申請者） 様

勝浦町長

路線バス廃止区間移動支援助成事業決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました、路線バス廃止区間移動支援助成事業については、勝浦町路線バス廃止区間移動支援助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 次のとおり助成を決定します。

交付決定番号	第	号
助成開始年月日	年	月 日から
終了年月日	年	月 日まで
申請停留所		
助成券交付枚数		

2 次の理由により交付の申請を却下します。

（理由）

この処分について不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。【なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります】

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に勝浦町を被告として（勝浦町長が被告の代表者となります。）提起することができます。【なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります】ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消し訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号（第5条関係）

表 紙 (表)	
路線バス廃止区間移動支援 タクシー運賃助成券	
氏 名	
住 所	勝浦町大字 字
助成券番号	第 号
有効期限	年 月 日
申請停留所	
発行年月日	年 月 日
勝浦町長 印	

(裏)
<p>※注意事項</p> <p>1 この助成券は、乗車場所又は降車場所 が坂本区、与川内区であること。 次のタクシー会社に限り1回の乗車につ き利用運賃未満の額のチケット1枚を限 度として利用できます。同居世帯で複数 人で利用する場合も1枚を限度としての 利用になります。</p> <p>・横瀬観光（有）電話番号 42-2068 IP 電話番号 050-3438-7316</p> <p>2 この助成券は再交付できませんので、 紛失しないよう大切に保管ください。</p> <p>3 タクシーを利用するときは、別紙助成 券（1枚を限度）と差額の料金を乗務員に 支払ってください。</p> <p>4 次により資格がなくなった場合は、速や かに助成券を勝浦町総務防災課まで返還し てください。 ◎死亡したとき。 ◎坂本区、与川区から転居したとき。 ◎その他資格がなくなったとき。</p> <p>5 この助成券を他人に譲渡する等、不正 に使用した場合は助成を受けられません。</p> <p>6 この助成券は換金できません。</p> <p>7 この助成券を拾得された方は勝浦町 総務防災課までご連絡ください。 (電話番号 0885-42-2511)</p>

路線バス廃止区間移動支援助成事業資格喪失届

年 月 日

勝浦町長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

次のとおり資格を喪失しましたので、勝浦町路線バス廃止区間移動支援助成事業実施要綱第7条の規定により届け出ます。

助成決定者氏名	
助成決定者住所	勝浦町大字 字
決定交付番号	年度 第 号
資格喪失理由	(1) 死亡
	(2) 転出（転出先：住所
	(3) 1か月を超えて病院・施設等に入院・入所
	(病院等名)
	(4) 自らが四輪自動車の運転が可能になったため
(5) その他	
資格喪失年月日	年 月 日
添付書類	未使用助成券 枚

様式第6号（第9条関係）

路線バス廃止区間移動支援タクシー運賃助成金請求書

年 月 日

勝浦町長 殿

（協力タクシー機関）

住 所

名 称

代表者名

勝浦町路線バス廃止区間移動支援助成事業実施要綱第9条第1項第1号の規定により、
月分を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

内 訳

助成券枚数	助成券記載金額	請 求 額
枚	円	円

振込先

金融機関名 支店		口座番号	
預金種別	普通・当座	口座名義人	

（添付書類）

路線バス廃止区間移動支援タクシー運賃助成券

路線バス廃止区間移動支援助成事業変更届

年 月 日

勝浦町長 殿

（助成決定者）

住所

氏名

次のとおり変更しましたので、勝浦町路線バス移動支援助成事業実施要綱第10条の規定により届け出ます。

交付決定番号	年度 第 号
助成決定者氏名	（新）
	（旧）
助成決定者住所	（新） 勝浦町大字 字
	（旧） 勝浦町大字 字
申請停留所	（新）
	（旧）
変更年月日	年 月 日
変更理由	

添付書類：未使用の運賃助成券

